

経

営

情

報

2024.6.11

NO.438

## 令和6年度税制改正のポイント

本号では、令和6年度（2024年度）税制改正の概要について中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

- 賃上げ促進税制の拡充及び延長
- 法人版・事業承継税制に係る所要の措置
- 交際費課税の特例の拡充及び延長

【トピックス】令和6年分所得税について定額減税が実施されます

(注) 本号に掲載されている情報は、発行時点のものです。最新の情報は国税庁のホームページまたは所轄の税務署窓口にてご確認ください。

### 構造的・持続的賃上げの実現

#### 1. 賃上げ促進税制の拡充及び延長

##### 税制の狙い

30年ぶりの高い水準の賃上げを一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現するため、賃上げ促進税制を強化します。

賃上げ促進税制とは、中小企業の積極的な賃上げや人材投資を後押しするため、基準を超える賃上げや教育訓練費の増額を行った企業に対して、法人税を一定額控除する制度です。

令和6年度からは女性活躍や子育て支援に積極的な企業について、控除額が上乘せされます。また、5年間の税額控除の繰越措置を創設することにより、赤字等の厳しい状況でも賃上げを行う中小企業を後押しします。

##### 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移



(出典) 「令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します」(厚生労働省)を加工して作成。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12604000/001131825.pdf>)

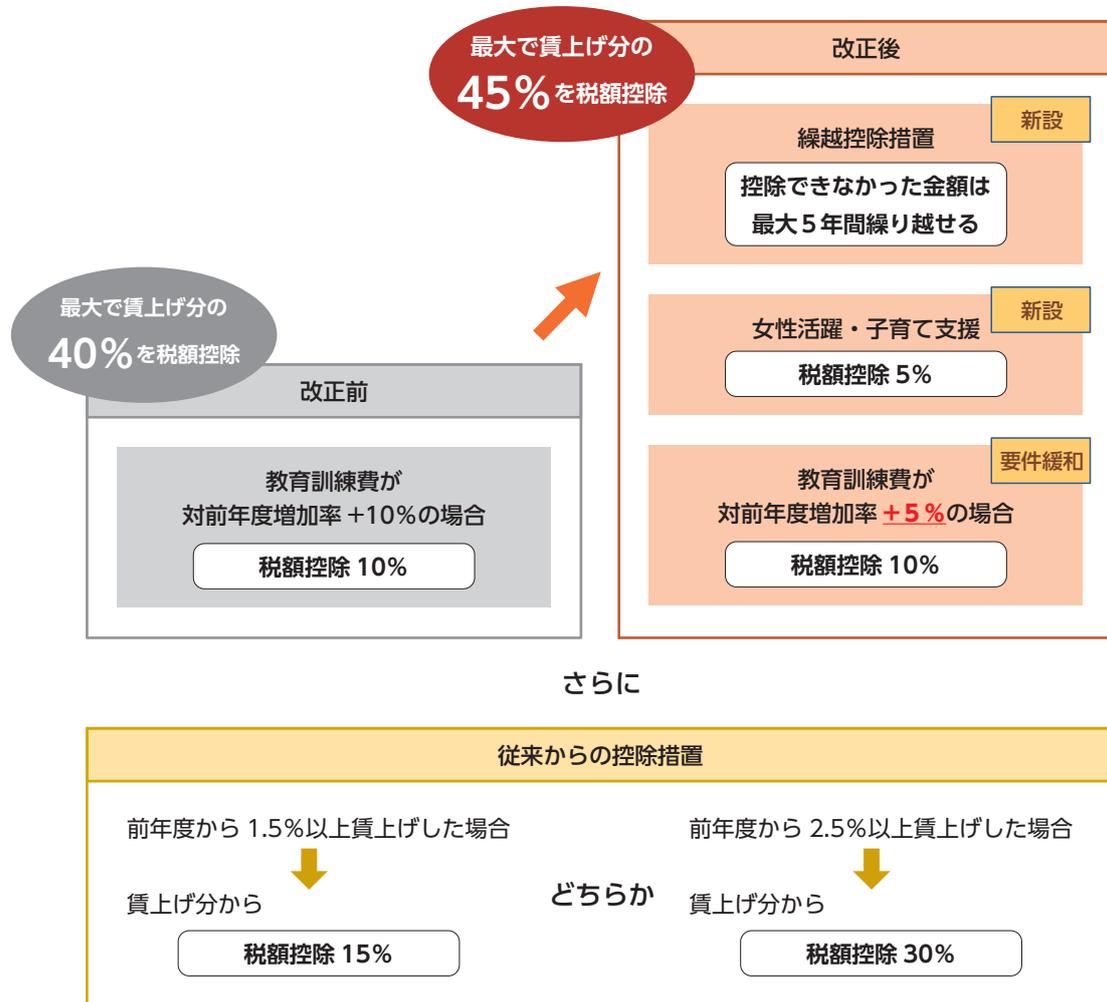
## 拡充のポイント

さらに、雇用の「質」も上げる形での賃上げが促されるよう、令和6年度は新たに3つの特例措置が加わりました。これらの要件を組み合わせることで、最大で賃上げ分の45%を税額控除できるようになりました（令和5年度は最大40%）。

①女性活躍・子育て支援 【新設】	②教育訓練費 【要件緩和】	③赤字措置 【新設】
「くるみん認定」または「えるぼし認定（二段階目以上）」 <sup>(※)</sup> の要件を満たす事業者は、従来に加え5%の税額控除が可能	教育訓練費の費用負担額が前年比5%の上乗せに緩和（改正前は10%の上乗せが必要） ただし、教育訓練費の費用負担額が従業員に対する給与総額の0.05%以上の場合に限る	基準を超える賃上げを行ったものの、その年が赤字などの理由により控除できなかった金額は、最大5年間繰り越すことが可能

(※) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定  
えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

## 〈税制措置のイメージ〉



## 2. 法人版・事業承継税制に係る所要の措置（贈与税・相続税）

### 税制の狙い

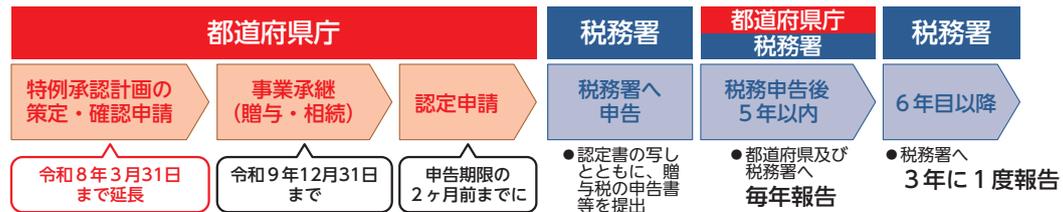
事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を促すため、後継者が非上場会社の株式等を、贈与または相続等により取得した場合に、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、事業承継時の負担を実質ゼロとする時限措置です。

### 今回の改正（時限措置延長）のポイント

特例措置の適用を受けるためには、会社の後継者や承継時までの経営見通しなどを記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）が所見を記載したうえで、都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。

今回、事業承継の検討が遅れている企業でも特例措置を適用できるよう、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで延長されました（延長措置前は令和6年3月期限）。

#### 事業承継税制に係る手続き



## 3. 交際費課税の特例の拡充及び延長（法人税・法人住民税・事業税）

### 税制の狙い

原則として交際費等は、税務上の経費に当たる「損金」として計上することはできません。しかし、中小企業者は取引先との関係性向上のために、年間800万円までは損金計上が認められています。また、取引先など社外の人との飲食費（基準額内の少額飲食費）については、年間800万円の枠とは別に、全てを「損金」として計上することが可能となる特例措置を3年間延長します。【適用期限：令和8年度末】

### 基準額引き上げについて

昨今の物価高の影響を背景に、令和6年4月1日以降に支出する飲食費から、交際費等から除外される少額飲食費の一人当たり単価が引き上げられました。



### 申告時に必要な資料について

少額飲食費の特例を受けるにあたっては、飲食等のあった年月日、参加した者等の氏名・名称や関係、参加した者の数、飲食等に要した費用の額、飲食店の名前と所在地、その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項を記載した書類を保存する必要があります。

## 【トピックス】令和6年分所得税について定額減税が実施されます

### 定額減税の狙い

物価高に対して賃金の上昇が追いつかないという現状を踏まえ、国民の負担を低減することを目的に、所得税・住民税を一定額減らす「定額減税」が行われます。なお、減税しきれないと見込まれる方は、市区町村から差額が給付されます。

### 定額減税とは

令和6年6月以降に支払われる給与・賞与から、一人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）が減額されます。本人に扶養親族や生計同一配偶者がいる（いずれも居住者に限る）場合は、人数分の減税が受けられます。合計所得が1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超）の方は対象外となりますが、毎月の減税は年間所得を考慮せずに行われるので、年末調整または確定申告で精算することになります。

	減税額	事業者の手続き有無
所得税	一人当たり <b>3万円まで</b>	<b>必要</b>
住民税	一人当たり <b>1万円まで</b>	<b>不要</b>

### 【所得税・住民税の減税スケジュールのイメージ】

	6月	7月	8月	…	12月
所得税	7,000円 ↓ 0円	8,000円 ↓ 0円	10,000円 ↓ 0円	▲30,000円 まで順次控除	年末の現況に 基づき、減税 額を再計算
所得税の 累計減税額	▲7,000円	▲15,000円	▲25,000円		
住民税	特別徴収を 行わない	7月以降の特別徴収額は <b>市区町村が計算</b> 定額減税後の年税額の1/11を特別徴収（令和7年5月まで）			

### 従業員の扶養状況を正しく把握していますか？

所得税の定額減税は、従業員が令和6年6月以降支払われる最初の給与までに事業者へ提出する扶養控除等申告書（申告書）に基づき、事業者が計算します。家族構成や扶養人数が申告書の内容と異なると、正しく減税が受けられなくなります。事業者はあらためて、従業員の家族構成などの扶養状況を正しく把握しましょう。

### 給与計算システムの新規導入や更新もご検討ください

所得税の定額減税手続きは、事業者が令和6年6月以降、給与や賞与を支払うたびに行うため、給与計算事務の増加が想定されます（年末調整などによって一括で処理をすることはできません）。これを機に、給与計算システムの新規導入の検討や、既にシステムを導入済みの方は、最新バージョンへの更新を行ってみたいかがでしょうか。

(出典・参照)

- 令和6年度（2024年度）経済産業関係 税制改正について（経済産業省）  
([https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2024/zeisei\\_k/pdf/zeiseikaisei.pdf](https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf))
- 実際課税の特例（中小企業庁）  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kousai.html>)
- 令和6年分所得税の定額減税について（給与所得者の方へ）（国税庁）  
([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072_03.pdf))

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー（一部未掲載号有り）を閲覧いただけます（右記二次元コードからアクセス可能です）。



発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>